



富士見市 学校給食費の公会計化に関する Q&A



～学校給食費公会計化による変更点～

- 学校給食費の支払先が、学校から富士見市に変わります。
- 市内小・中・特別支援学校全ての学校給食費は、原則口座振替による徴収になります。
- 食物アレルギーや長期欠食がある場合の給食費は、市内統一のルールに基づき調整します。
- 入学時や給食提供の内容を変更する時などは、保護者から市へ書類の提出が必要です。

富士見市 教育部 学校給食センター

電話番号:049-252-2881 FAX番号:049-252-2884

<目次>

【1 公会計について】

- Q1-1 令和5年4月からの学校給食費の公会計化とは何ですか？
- Q1-2 何のために公会計化をするのですか？
- Q1-3 保護者にとっては、何が変わりますか？

【2 学校給食費の支払いについて】

- Q2-1 公会計化により学校給食費の額は変わりますか？
- Q2-2 学校給食費をいくら払うのかなどのお知らせはありますか？
- Q2-3 学校給食費の支払い方法は、どのようになりますか？
- Q2-4 口座振替ができる金融機関はどこですか？
- Q2-5 口座振替の振替日はいつですか？また、手数料はかかりますか？
- Q2-6 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなるのですか？
- Q2-7 納入通知書の納期限が過ぎてしまいました。納入通知書はまだ使えますか？
- Q2-8 学校に直接、学校給食費のお金を持って行って良いですか？
- Q2-9 学校徴収金（※1）も市に支払うことになるのですか？

【3 口座振替に使用する口座について】

- Q3-1 登録する口座は、保護者以外の名義の口座でも良いですか？

Q3-2 学校徴収金の引き落とし口座と同じ口座にした方が良いですか？

Q3-3 現在の学校徴収金の引き落とし口座と同じ口座から振替をしたい場合も、新たに手続きは必要ですか？

Q3-4 きょうだい全員が同じ口座を利用しても良いですか？

Q3-5 一度登録した口座を変更したいのですが、どうしたら良いですか？

【4 学校給食費の調整について】

Q4-1 食物アレルギー等により減額申請をする場合の月額はいくらになりますか？

Q4-2 学校で給食を食べなかったら、全て学校給食費を調整してもらえるのですか？

Q4-3 どのような場合に、学校給食費を調整してもらえますか？

【5 就学援助や生活保護などを受けている場合の学校給食の支払いについて】

Q5-1 就学援助とは何ですか？

Q5-2 就学援助に認定された場合、学校給食費の支払いはどうなりますか？

Q5-3 生活保護を受給していますが、給食費の支払いはどうなりますか？

Q5-4 特別支援教育就学奨励費を受給していますが、給食費の支払いはどうなりますか？

【6 手続きに関わることについて】

Q6-1 口座振替依頼書を提出したら、すぐに口座振替できますか？

Q6-2 食物アレルギー等による学校給食費の減額は、どのような手続きが必要ですか？

- Q6-3 牛乳を飲むとお腹を壊してしまいます。お茶への代替を希望しますが、どのような手続きをすれば良いですか？
- Q6-4 学校を長期欠席するため、「富士見市学校給食等停止（再開）届」を提出していましたが、予定より早く学校へ行けそうです。どうすれば良いですか？
- Q6-5 令和5年度に富士見市の小学校へ入学する予定です。学校給食費の関係で何か必要な手続きはありますか？
- Q6-6 現在、子どもが小学生ですが、中学生になるときに改めて手続きが必要となりますか？
- Q6-7 現在、子どもが小学校に通っていますが、中学校は私立を受験予定です。何か手続きが必要ですか？
- Q6-8 令和5年4月に転校する予定ですが、給食申込みの手続きは必要ですか？
- Q6-9 それぞれの提出書類は、どこでもらえば良いですか？

【1 公会計について】

Q1-1 令和5年4月からの学校給食費の公会計化とは何ですか？

A1-1 保護者の皆さまからお支払いいただく学校給食費を市の会計に入れ（歳入）、購入した学校給食の食材費を市の会計から支払う（歳出）ことです。現在は、各学校が、保護者の皆さまから給食費を集め、集めた給食費で学校給食センターが食材発注、支払いをしています。

Q1-2 何のために公会計化をするのですか？

A1-2 公会計化をする目的としては大きく3点あります。

- ①学校給食費の徴収・管理を市が行う事により、学校給食費に関わる教職員の負担を軽減し、子どもたちと関わる時間を増やすため。
- ②学校給食費を市の会計に入れることにより、会計管理の透明性を向上させるため。
- ③口座振替可能な金融機関が増加するほか、口座振替手数料の負担軽減など、保護者の皆様の利便性を向上させるため。

Q1-3 保護者にとっては、何が変わりますか？

A1-3 学校給食費の公会計化後は、次の4点が変わります。

- ①学校給食費の支払先が、学校から富士見市に変わります。
- ②市内小・中・特別支援学校全ての学校の給食費は、原則口座振替による徴収になります。
- ③食物アレルギーや長期欠食がある場合の給食費は、市内統一のルールに基づき控除します。
- ④入学時や給食提供の内容を変更する時などは、保護者から市へ書類の提出が必要です。

【2 学校給食費の支払いについて】

Q2-1 公会計化により学校給食費の額は変わりますか？

A2-1 学校給食費の月額及び日額は、下記のとおり現行と同額です。

学 校 区 分	月 額	日 額
小学校	4,300 円	250 円
中学校	5,100 円	300 円
特別支援学校小学部	4,800 円	280 円
特別支援学校中学部・高等部	5,600 円	320 円

Q2-2 学校給食費をいくら払うのかなどのお知らせはありますか？

A2-2 毎年度当初に、その年度の学校給食費の額、給食実施回数、納入期限などのお知らせを配布する予定です。

Q2-3 学校給食費の支払い方法は、どのようになりますか？

A2-3 原則として、保護者の方の金融機関口座から口座振替となります。やむを得ず、口座振替によるお支払いができない場合は、納入通知書を送付しますので、金融機関窓口や市内各出張所でお支払いください。

Q2-4 口座振替ができる金融機関はどこですか？

A2-4 次の12金融機関がご利用できます。

- ①埼玉りそな銀行 ②三井住友銀行 ③りそな銀行 ④武蔵野銀行
- ⑤東和銀行 ⑥埼玉縣信用金庫 ⑦川口信用金庫 ⑧東京信用金庫
- ⑨中央労働金庫 ⑩飯能信用金庫 ⑪いるま野農業協同組合
- ⑫ゆうちょ銀行

Q2-5 口座振替の振替日はいつですか？また、手数料はかかりますか？

A2-5 口座振替日は以下のとおりで、1年度につき11回の納付となります。なお、口座振替手数料は、市が負担します。

対象月	4月分	5月分	6月分	7月分	8・9月分
振替日	5月末日	6月末日	7月末日	8月末日	9月末日
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
10月末日	11月末日	12月25日	1月末日	2月末日	3月末日

Q2-6 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなるのですか？

A2-6 再振替はありません。市から納入通知書を送付しますので、金融機関窓口及び市内各出張所でお支払いください。

Q2-7 納入通知書の納期限が過ぎてしまいました。納入通知書はまだ使えますか？

A2-7 納期限が過ぎていても納入通知書は使えますので、速やかにお支払いください。

Q2-8 学校に直接、学校給食費のお金を持って行ってもいいですか？

A2-8 学校では学校給食費のお預かりはいたしません。口座振替ができなかった場合には納入通知書を送付しますので、金融機関窓口及び市内各出張所でお支払いください。

Q2-9 学校徴収金（※1）も市に支払うことになるのですか？

A2-9 学校徴収金は、学校ごとに集める時期、金額などが違うため、今までどおり学校からのお知らせに基づいて、学校で集金を行います。

※1：学用品費、学級費、クラブ費、PTA 会費、修学旅行の積立金、校外活動費などの、学校に直接お支払いいただく費用のこと

【3 口座振替に使用する口座について】

Q3-1 登録する口座は、保護者以外の名義の口座でも良いですか？

A3-1 保護者以外の名義の口座でも登録可能です。この場合は、「富士見市学校給食費口座振替依頼書・自動払込利用申込書」の「納入義務者・保護者」の欄に保護者の方のお名前を記入し、「口座名義人」の欄に保護者以外の方のお名前をご記入ください。

Q3-2 学校徴収金の引き落とし口座と同じ口座にした方が良いですか？それとも違う口座の方が良いですか？

A3-2 学校徴収金と学校給食費は、全く別のお支払いになりますので、同じ口座でも違う口座でもどちらでも構いません。

Q3-3 現在の学校徴収金の引き落とし口座と同じ口座から振替をしたい場合も、新たに手続きは必要ですか？

A3-3 必要です。公会計化により、振替先が学校長の口座から市の口座に変わるため、現在と同じ口座の利用を希望する場合でも、「富士見市学校給食費口座振替依頼書・自動払込利用申込書」の提出が必要です。「富士見市学校給食申込書」とあわせて学校へ提出してください。

Q3-4 きょうだい全員が同じ口座を利用しても良いですか？

A3-4 同じ口座、それぞれ違う口座、どちらも可能です。ただ、同じ口座でも「富士見市学校給食費口座振替依頼書・自動払込利用申込書」は、それぞれお一人ずつ記入してご提出が必要です。

Q3-5 一度登録した口座を変更したいのですが、どうしたら良いですか？

A3-5 「富士見市学校給食費口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を変更したい金融機関の窓口にご持参いただき、口座振替の手続きをしてください。申込書用紙は、学校にありますのでお問い合わせください。ただし、口座変更の手続きが完了するまでに時間を要するため、変更前

の口座の残高不足や閉鎖等を理由に口座振替できなかった場合、納入通知書により金融機関窓口及び市内各出張所でお支払いいただくことがありますのでご注意ください。

【4 学校給食費の調整について】

Q4-1 食物アレルギー等により減額申請をする場合の月額はいくらになりますか？

A4-1 食物アレルギー等により減額申請をしている方については、月額からそれぞれのアレルギー相当額（定額）を減額した月額となります。詳細については以下の表をご覧ください。

学校区分	①牛乳の停止	②パン・麺の停止	③飲料を除く学校給食等の停止
小学校	800 円	400 円	3,500 円
中学校	800 円	400 円	4,300 円
特別支援学校小学部	800 円	200 円	4,000 円
特別支援学校中学部・高等部	800 円	200 円	4,800 円

Q4-2 学校で給食を食べなかったら、全て学校給食費を調整してもらえますか？

A4-2 けがや病気等の欠席により、連続して5日以上給食を停止する場合、学校が届出書を受理した日の翌日から数えて5日目以降の給食を停止し、停止した期間の給食費は頂きません。ただし、急な食材のキャンセルができないため、届出書を受理した日の翌日から数えて4日目までは給食費をご負担頂きます。どうぞご理解をお願いします。

Q4-3 どのような場合に、学校給食費を調整してもらえますか？

A4-3 学校給食費の調整については、以下のとおりです。

調整の対象	調整の条件	調整金額
けがや病気等の欠席により、 <u>連続して5日以上給食を停止</u> する場合	「富士見市学校給食等停止(再開)届」を提出 ※給食停止を希望する5日前(土日祝日除く)までに学校へ提出	日額×喫食日数 ※届出があった翌日から数えて5日目からは喫食日数に含めない。 ※月額を超えた場合は月額とする。

<p>食物アレルギー等で①牛乳、②パン・麺、③飲料以外全ての停止をするとき</p>	<p>「食物アレルギー等による学校給食一部停止(再開)届」を提出</p> <p>※学校生活管理指導表又は医師の診断書の添付が必要</p> <p>※停止を希望する月の最初の給食開始日の5日前(土日祝日除く)までに学校へ提出</p>	<p>月額から、それぞれのアレルギー相当額(A4-1の表を参照)を減額した月額で徴収</p> <p>※各月の給食開始日から減額</p> <p>※月の途中からの減額は対応出来ません。</p>
<p>年度の途中で富士見市以外の学校に転出するとき</p>	<p>転出により給食停止を希望する5日前(土日祝日除く)までに学校へ連絡</p>	<p>日額×喫食日数</p> <p>※月額を超えた場合は月額とする。</p>

【5 就学援助や生活保護などを受けている場合の学校給食の支払いについて】

Q5-1 就学援助とは何ですか？

A5-1 経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学校給食費や学用品などの就学に必要な経費の一部を援助する制度です。詳しくは、就学援助担当課までお問い合わせください。

Q5-2 就学援助に認定された場合、学校給食費の支払いはどうなりますか？

A5-2 認定後は、就学援助費から学校給食費が直接支払われるため、原則保護者の支払いはありません。ただし、就学援助の申請中でまだ認定されていない場合や、就学援助の支給が取り消しとなった場合などは保護者が学校給食費を納付する必要があります。

なお、認定された日以後の学校給食費は納付する必要は無いため、既に口座から引き落とされた学校給食費がある場合、認定された日以後の学校給食費は返還します。

Q5-3 生活保護費を受給していますが、給食費の支払いはどうなりますか？

A5-3 生活保護費から学校給食費が直接支払われるため、原則として保護者が学校給食費を納付する必要はありません。

ただし、生活保護を受ける前の学校給食費については、保護者の方の負担となります。また、受給していた生活保護が停止・廃止となった場合も保護者の方の負担となります。

Q5-4 特別支援教育就学奨励費を受給していますが、給食費の支払いはどうなりますか？

A5-4 各月ごとに口座振替により学校給食費を納入いただきます。特別支援教育就学奨励費は、今までどおり学期ごとに支給されます。

【6 手続きに関わることについて】

Q6-1 口座振替依頼書を提出したら、すぐに口座振替できますか？

A6-1 金融機関にもよりますが、登録に時間を要する場合があります。その場合には納入通知書を送付しますので、金融機関窓口や市内各出張所でお支払いください。

Q6-2 食物アレルギー等による学校給食費の減額は、どのような手続きが必要ですか？

A6-2 食物アレルギー等の理由で、①牛乳が飲めない、②パン・麺が食べられない、③飲料以外の全ての給食を食べられない場合は、提供を停止し、月額からそれぞれのアレルギー相当額（定額）を減額します。手続き方法は以下のとおりです。

届出方法：「食物アレルギー等による学校給食一部停止（再開）届」を学校へ提出

添付書類：学校生活管理指導表又は医師の診断書
（既のアレルギー関係で提出している場合は省略可）

届出期限：停止を希望する月の最初の給食開始日の 5 日前まで（土日祝日を除く）に届出

各月の給食開始日から提供を停止し減額
（月の途中からの減額は対応不可）

Q6-3 牛乳を飲むとお腹を壊してしまいます。お茶への代替を希望しますが、どのような手続きをすれば良いですか？

A6-3 牛乳の代わりにお茶を飲む場合は、給食費はそのまま牛乳及び乳飲料の提供の代わりにお茶を提供します。手続き方法については以下のとおりです。

届出方法：「代替品希望申請書」を学校へ提出

添付書類：診断書等の添付書類は必要なし

届出期限：代替の開始を希望する月の前月 20 日までに申請
各月の給食開始日から代替開始

Q6-4 学校を長期欠席するため、「富士見市学校給食等停止（再開）届」を提出していましたが、予定より早く学校へ行けそうです。どうすればいいですか？

A6-4 その場合は、改めて「富士見市学校給食等停止（再開）届」を提出して頂くこととなります。ただし、届を提出された場合においても、学校へ届を提出した5日後から学校給食再開となります。

Q6-5 令和5年度富士見市の小学校へ入学する予定です。学校給食費の関係で何か必要な手続きはありますか？

A6-5 令和5年度小学校入学予定者については、各学校で1月末～2月頃に実施される入学説明会の案内通知と共に、給食申込のお手続きに必要な書類をお送りさせていただく予定です。

なお、食物アレルギー等により、飲用牛乳、パン・麺、飲料以外全ての提供を停止する場合のお手続きについては、入学説明会時にご案内します。

Q6-6 現在、子どもが小学生ですが、中学生になるときに改めて手続きが必要となりますか？

A6-6 学校給食申込書及び口座振替依頼書は、一度ご提出頂ければ、市立学校に在籍している期間中は有効となります。そのため改めて手続きの必要はありません。

Q6-7 現在、子どもが小学校に通っていますが、中学校は私立を受験予定です。何か手続きが必要ですか？

A6-7 進学先が決まるまでは、学校給食申込書及び口座振替依頼書を提出してください。私立の中学校に通われることが確実に決まった場合は、速やかに学校へ連絡してください。

Q6-8 令和5年4月に転校する予定ですが、給食申込みの手続きは必要ですか？

A6-8 転校先の学校が市外か市内かによって、次のように対応が違います。

1) 市外の学校へ転校の場合

転校先が市外の学校の場合で、転校が確実に決まっている場合は、手続きの必要はありません。ただし、転校が確実に決まっていない場合は、手続きが必要です。学校給食申込書及び口座振替依頼書に現時点の住所、学校名、学年を記入して、現在在籍の学校へ提出してください。な

お、転校が確実に決まりましたら速やかに学校に連絡してください。

2) 市内の学校へ転校の場合

転校先が市内の学校の場合で、転校が確実に決まっている場合は、学校給食申込書及び口座振替依頼書に令和5年4月時点の住所、学校名、学年を記入して、現在在籍の学校へ提出してください。ただし、確実に決まっていない場合は、現時点での住所、学校名、学年を記入して、現在在籍の学校へ提出してください。(その後、転校することに決まった場合は、速やかに学校に連絡してください。)

Q6-9 それぞれの提出書類は、どこでもらえば良いですか？

A6-9 各学校や学校給食センターに置いてあるほか、学校給食センターホームページ(富士見市トップページ>子育て・教育>教育委員会>学校給食センター)からも印刷できますのでご利用ください。